

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日被災し、昭和〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となり、障害補償年金を受給していたところ、平成〇年〇月〇日死亡した。

被災者の長男、長女及び三女は、監督署長に対し遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は、遺族補償年金の受給資格者に該当する者はいないが、遺族補償一時金については、請求人を含め長男、長女及び三女のそれぞれを被災者の死亡に伴う遺族補償一時金の受給権者であると認め、平成〇年〇月〇日付けで長男、長女及び三女にそれぞれ遺族補償一時金の4分の1を支給する旨の処分をした。

その後、被災者の次女である請求人は、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に対して遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は被災者の死亡の翌日からすでに5年以上が経過しており、請求人の遺族補償一時金を受ける権利は時効により消滅しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の遺族補償一時金を受ける権利が時効により消滅しているとして、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人の遺族補償一時金は兄姉妹とともにすでに請求済みであり、そうでないとしても、姉妹や請求人に一切の照会をすることなく、兄姉妹のみの請求を認めたことは、遺族補償一時金の制度上重要な運用の違背があり、それによって支給手続きができなかったことは明らかであり、その時点で時効は中断している旨、主張するので、以下に検討する。

(2) まず、請求人の遺族補償一時金の請求が兄姉妹とともに、請求済であるか否かについて検討する。

ア 遺族補償一時金の請求については、労働者災害補償保険法施行規則第16条第4項で準用するところの同規則第15条の5において、「遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を、遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。」と規定されている。

イ この点、本件についてみると、すでに関係する資料等は残っていないものの、一時金概要検索帳票から、請求人を除く兄姉妹の受給権者には、遺族補償一時金の4分の3が平成〇年〇月〇日に支払われていることが認められる。請求人は兄が一括請求し、請求人の分も請求済みであると主張するが、

兄が請求人に対し、請求人の分は請求していないと答えたことは請求人も自認しているところである。また、請求書の書式から考えて、一括請求する場合にも請求人全員の住所を特定し、全員が記名押印か署名する必要があるから、請求人の住所を知らされていない兄が請求人の住所を記載せずに請求人の分を請求したとは考え難く、第三者が勝手に記名押印もできないことから、兄によって一括請求がなされたと擬制するのは不合理である。さらに、当時、請求人自身が請求した事実はないのであって、請求人から時効前に一括請求がなされたとは認められないものと判断する。

(3) 次に、請求人は時効完成前までに請求できなかったのは、監督署職員の責任であるから、時効は中断していると主張する。

請求人は、被災者が労災施設に入院中であったこと、被災者が死亡したこと、そして遺言や遺産があったことも自認しているので、本件請求についても姉妹を通じて、あるいは帰国の機会に兄姉妹と交流し被災者の死亡に伴う相続関係や財産関係とともに、労災請求について情報を得る可能性はあったと認められる。したがって、本件と請求人が示す消滅時効の中断を認めた裁決例とは事案を異にするものである。

また、請求人は、遺族補償一時金について、監督署長において請求人に通知すべきだった旨主張しているが、監督署長が被災者やその遺族に対し労災請求を促す義務はない。仮に、分割請求となったことを請求人に通知すべきであるとの主張と解しても、窓口となった兄において請求人の住所が不明であり、海外に転出していることが判明している場合には、監督署長においても、分割請求となったことを通知する宛先が不明であったと言わざるを得ず、監督署長の対応に瑕疵はないものと判断する。請求人は、姉妹を通じて請求人に通知が可能であったなどと主張するが、請求人自身はわだかまりがあったとして姉妹に連絡をとっていなかったことからして、その主張は当たらない。したがって、請求人らが主張する時効の中断は認められないと判断する。

(4) 以上みたとおり、請求人の遺族補償給付を受ける権利は、請求人が監督署長に対し請求を行った時点ではすでに時効により消滅していたものと判断する。

なお、請求人らのその余の主張も、当審査会の上記判断に影響するものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。